

国民健康保険からのお知らせ

早めの納付を！ 3月は被保険者証の更新時期です！

現在、お持ちの国民健康保険者証の有効期限は3月31日となっています。

納期限内に国民健康保険税を完納している世帯に、新しい被保険者証を郵送しますので、早めの納付をお願いいたします。

なお、国民健康保険税の未納がある世帯は、役場の国保窓口での被保険者証更新となります。

※完納している世帯で、窓口での更新を希望される方は、2月23日(金)までに福祉健康課国保係へご連絡ください。

お問い合わせ
福祉健康課 国保係 ☎966-1207

有害鳥獣(イノシシ・カラス)の被害対策について

村では有害鳥獣(イノシシ・カラス)による生活環境や農林水産業への被害防止・軽減を目的に、鳥獣被害対策実施隊を設置しています。

実施隊では、村の要請により有害鳥獣被害のある地域を中心にパトロールを行い、捕獲・駆除活動を行っていますので、被害でお困りの際は農林水産課までご連絡ください。

なお上記有害鳥獣を捕獲するためにワナを設置するにあたって、次の場合は鳥獣保護管理法違反となり、最高で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合がありますので、ご注意ください。

1. 狩猟免許・狩猟者登録がない場合。
2. 狩猟免許・狩猟者登録があっても、村長の許可なく狩猟期間(毎年11月15日から翌年2月15日まで)以外にワナの設置や捕獲をする場合。

お問い合わせ：農林水産課 農林係 ☎966-1202

軽自動車税に関するこれだけは知ってもらいたいお知らせです。

軽自動車・オートバイ等の税金(軽自動車税)は、毎年4月1日現在の所有者または使用者の方に対して1年間の税金が課されます。(軽自動車税は、年度の途中で、廃車しても月割りはありません。)

※次の場合は特に注意してください。

- ① 友人、知人などにバイク・軽自動車を譲ったが、名義変更をしていない。
- ② 事故車や、壊れたバイク・軽自動車の廃車届をしていない。
- ③ 所有していたバイク・軽自動車が盗難にあい、警察へ盗難届をしたが役場への届け出を提出していない場合。

住所変更があった場合に手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税され、納税通知書が以前の住所に送付され、支障をきたす場合がありますので、下記の申告場所にて手続きをお願いします。(上記の①～③の場合も下記の申告場所にて手続きをお願いします。)

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車	恩納村役場 税務課 ☎966-1206
小型特殊自動車 (農耕作業車など125cc以下のバイク)	
軽自動車(250cc以下のバイクを含む)	沖縄県軽自動車協会 ☎050-3816-3126
小型二輪(251cc以上のバイク)	沖縄県陸運事務所 ☎050-5540-2091

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206